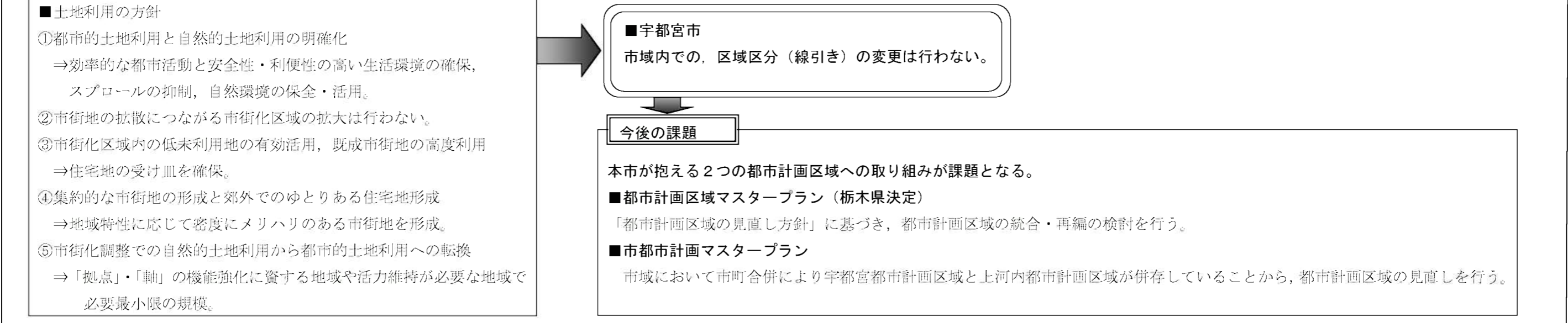
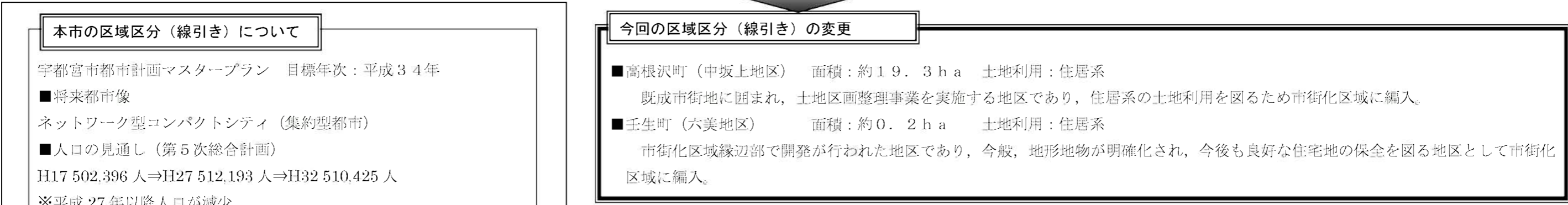
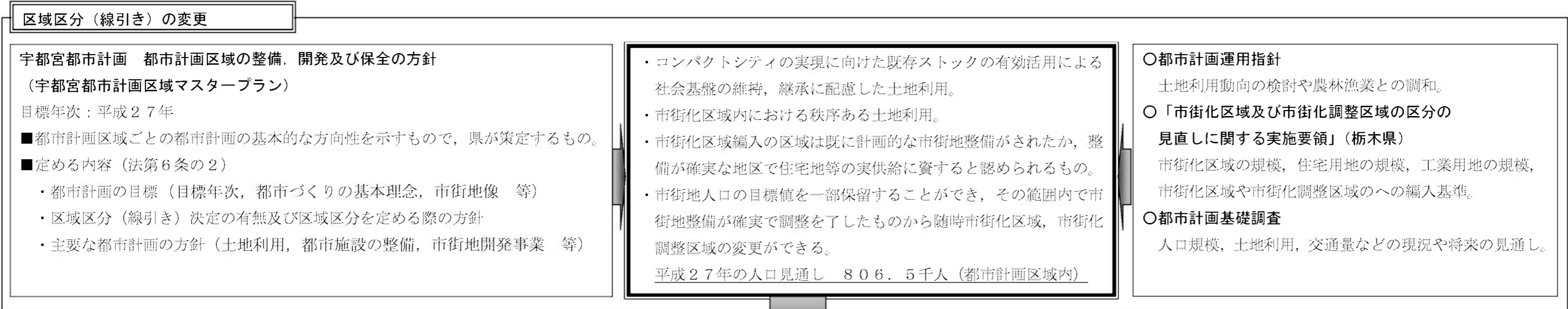


議案第 2 号 宇都宮都市計画 区域区分の変更（栃木県決定）

○区域区分（線引き）とは

市街化区域と市街化調整区域とに区分することによって、市街化区域では市街地の計画的な整備を誘導するとともに、市街化調整区域では、農林業用地の確保や自然環境の保全を図ることを目的とする制度であり、県が行うもの。



宇都宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（宇都宮都市計画区域マスタープラン）の決定及び区域区分変更までのスケジュール（栃木県決定）

年 月	上河内都市計画区域 (非線引き：15 都市計画区域) ※参考	宇都宮都市計画区域 (線引き：3 都市計画区域)
H21.11 月	都市計画区域マスタープラン策定基本方針の決定	
H22.7 月～	国土交通省・県・市町調整	国土交通省・農政局・県・市町調整
9 月	栃木県都市計画区域マスタープラン（素案）作成，市町への意見照会	
	都市計画区域マスタープラン（非線引き都市計画区域）に関する市町説明会	
10 月		都市計画区域マスタープラン（線引き都市計画区域）に関する市町説明会
		都市計画区域マスタープランの決定と区域区分の変更構想の縦覧（県，関係市町）
11 月	都市計画区域マスタープランの構想の縦覧（県，関係市町）	公聴会 宇都宮都市計画区域（4 市 4 町）では，鹿沼市・真岡市・高根沢町・壬生町でも開催
12 月	公聴会	国との事前協議
H23.1 月	国との事前協議	
2 月	都市計画区域マスタープランの案の縦覧（県，関係市町） 市都市計画審議会	
4 月	県都市計画地方審議会	
6 月		都市計画区域マスタープランの決定と区域区分の変更案の縦覧（県，関係市町）
7 月	都市計画区域マスタープランの決定告示（県）	市都市計画審議会 県都市計画地方審議会
10 月		都市計画区域マスタープランの決定及び区域区分の変更告示（県）※予定